砂川市選挙管理委員会告示第18号令和5年3月30日

砂川市選挙管理委員会の所管に係る砂川市個人情報の保護に関する法律等施行規程を次のように定める

砂川市選挙管理委員会委員長 信太英樹

(別 紙)

砂川市選挙管理委員会の所管に係る砂川市個人情報の保護に関する法律等施行 規程

砂川市選挙管理委員会が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び砂川市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第1号)の施行については、砂川市個人情報の保護に関する法律等施行細則(令和5年規則第10号)の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。 (砂川市選挙管理委員会の所管に係る砂川市個人情報保護条例施行規程の廃止)
- 2 砂川市選挙管理委員会の所管に係る砂川市個人情報保護条例施行規程(平成14年選挙管理委員会訓令第2号)は、廃止する。